

収入計算の注意

1. 定義

収入とは	(1)給料等による収入……給料、賃金、ボーナスなどの総収入です。例えば、会社員・店員・日雇労働者・パート・事業専従者などの収入をいいます。 (2)事業等による収入……事業所得・利子所得・配当所得、雑所得（公的年金を含む）などの所得をいいます。例えば自営業・サービス業・外交員などの収入をいいます。
収入としないもの	(1)次の収入は0円とし、収入となりません。 ①仕送り②増加恩給（これに伴う普通恩給を含む）③遺族及び障害を支給事由とする年金④失業給付⑤労災保険の各種給付⑥生活扶助料金等の非課税所得 (2)過去に収入があっても、現在失業中の場合0円とします。 (3)現在は収入があっても、申込日以後結婚または出産のため、入居日までに退職することが申込時に確定しており、かつ退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申請時に退職月を記入の上収入を0円とすることができます。
世帯に収入のある方が2人以上いる場合	入居する方全員の所得金額を個別に算出し合算します。
家族数とは	家族数 = 申込本人 + 同居親族数 + 入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養）
遠隔地扶養とは	所得税法に基づいた扶養親族をいい、単に仕送りをしているというだけでは該当しません。

2. 各種控除について

月額所得を算出する上で、世帯の所得金額から次の控除金額を差し引いてください。1の親族控除は、全ての世帯に該当します。2～6の控除は、あなたの世帯に老人扶養親族、特定扶養者、障害者、特別障害者、寡婦、寡夫がいる場合には1の親族控除に合わせてさらに該当する控除をすることができます。

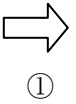
符号	控除の種類	控除金額 (一人につき)	控除の対象となる人	備考
1	親族控除	38万円	申込者本人を除く入居しようとする親族で同居及び同居しようとする人並びに所得税法上遠隔地扶養の対象になっている。(収入の有無にかかわらず控除されます。)	①2、または3の控除を受ける人は、4または5と重複して控除をうけることができます。 ②5の特別障害者控除を受ける人は、4の障害者控除を重複して控除を受けることはできません。 ③4または5の控除を受ける人は、6と重複して控除をうけることができます。
2	老人扶養控除	10万円	申込のとき所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で、満70歳以上の人	
3	特定扶養控除	25万円	申込のとき所得税法上の扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の人	
4	障害者控除	27万円	1.愛の手帳の交付を受けている人で3度・4度の人 2.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3.身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4.戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5.満65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	
5	特別障害者控除	40万円	1.愛の手帳の交付を受けている人で1度・2度の人 2.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3.身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4.戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5.精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6.原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7.常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8.満65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	
6	寡婦控除	27万円	申込者本人または同居親族で、夫と死別もしくは離別し、その後婚姻をしていない女性、または夫の生死があきらかでない女性で、次の1・2のいずれかにあてはまる人 1.扶養親族または生計を一にする子（年間所得金額38万円以下であること）を有すること 2.年間所得金額が500万円以下の女性（1.の「扶養親族・子」のいない人もあてはまりますが、離別の場合は除きます）	
	寡夫控除	27万円	申込者本人または同居親族で、妻と死別もしくは離別し、その後婚姻をしていない男性で、次にあてはまる人 生計を一にする子（年間所得金額が38万円以下であること）を有し、かつ年間所得金額が500万円以下であること	

世帯の月額所得の計算方法

世帯の月額所得の算出は次の図表 A から D の順に説明をよく読みながら の中に計算結果を記入していくと D で世帯の月額所得が計算できます。

●世帯の月額所得の算出具体例

申込本人 年間総収入金額 5,329,000 円
 妻 総収入金額 960,000 円
 申込日の前年に就職後 8 ヶ月経過
 長女 17 歳 (高校生)
 長男 10 歳 (小学生)

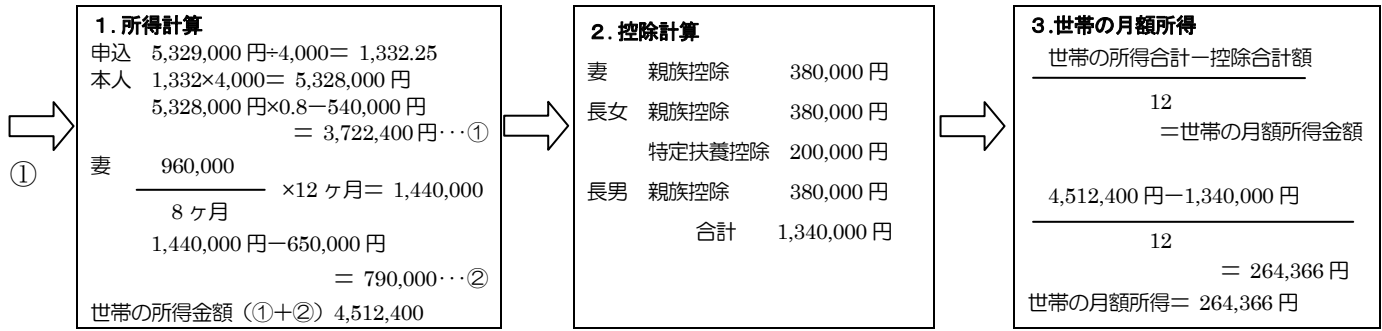


A あなたの世帯収入が次の表の区分番号 1～7 のいずれかに該当するのを確認したのち、それぞれの計算方法に従い年間総収入金額あるいは年間総所得金額を算出してください。

収入の種類	区分番号	あなたの勤務・事業等の状態	年間総収入金額、あるいは年間総所得金額の計算方法	端数処理
年金の方	1	公的年金等	申込日前年の年金額	端数処理はしない
給料等の収入の方	2	ア 現在の勤務先に申込日の前年の1月1日以前に就職し、引き続き現在まで勤務している人	前年中の支払給与の総額 (税金、社会保険料を差し引かない金額) ※ただし、病気などで休職し1ヶ月以上収入のなかった月が場合は、次の方法で推定年収額を算出してください。 $\frac{\text{年収} - (\text{ボーナス})}{\text{年収のあった月数}} \times 12 + (\text{ボーナス})$	左の各番号2～4までの年間総収入金額を次により端数整理してください。 ア 1,628,000 円未満 6,600,000 円以上は端数整理しないでBCDへ進む イ 1,628,000 円以上 6,599,999 円以下は次により端数整理をしてBCDへ進む
	3	現在の勤務先に申込日の前年の1月2日以降に就職し1年を経過した人	申込日前1年間に得た給与の合計額 (税金、社会保険料等を差し引かない額) ※ただし、病気などで休職し1ヶ月以上収入のなかった月が場合は、その月を除く $\frac{\text{申込日前1年間の合計金額} - (\text{ボーナス})}{\text{収入のあった月数}} \times 12 + (\text{ボーナス})$	$\frac{\text{総収入金額}}{4,000} = \text{$ (小数点以下を切り捨てる)
	4	現在の勤務先に就職し、1年にならない方	次の方法で推定年収額を算出してください。(就職日が月の途中で、その月の収入が1ヶ月に満たない時は、翌月から計算してください。) $\frac{\text{就職月} \sim \text{申込日までの収入} - (\text{ボーナス})}{\text{就職月} \sim \text{申込日までの月数}} \times 12 + (\text{ボーナス})$	$\text{} \times 4,000 \text{ 円} = \text{ 円}$ 例) $\frac{2,979,369}{4,000} = 744.8422$ $744 \times 4,000 = 2,976,000 \text{ 円}$
		就職などで実際に給料等を受給していない方	固定給 $\times 12$	
事業等の収入の方	5	申込日の前年の1月1日以前から現在まで同じ事業をしている方	前年度の所得金額 (売上等から必要経費を差し引いた金額) ※ただし病気などで休業し1ヶ月以上収入がなかった月がある場合は、次の方法で推定所得金額を算出してください。 $\frac{\text{年収 (所得)}}{\text{営業した月数}} \times 12$	左の区分番号5～7は端数整理をしないでCDに計算を進めてください。
	6	申込日の前年の1月2日以降に事業を始め1年を経過した方	申込日直近の1年間の所得金額 (売上等から必要経費を差し引いた金額) ※ただし病気などで休業し1ヶ月以上収入がなかった月がある場合は、次の方法で推定所得金額を算出してください。 $\frac{\text{直近の1年間の年収 (所得)}}{\text{営業した月数}} \times 12$	
	7	現在の事業を始め、1年に満たない方	次の方法で推定所得金額を算出してください。 $\frac{\text{開業月} \sim \text{申込日までの所得収入}}{\text{開業月} \sim \text{申込日までの営業月数}} \times 12$	

※給与等の収入の方の総収入金額は「源泉徴収票」の支払金額です。

※事業等の収入の方の所得金額は、「確定申告書」の第一表の⑨の金額です。



B 年間総収入金額から所得金額を計算してください。
 Aの収入の種類が区分番号1～4に該当する方

(1) 年金の方

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計金額	所得金額になおす計算式
65歳以上の方	1,200,000 円まで	所得金額は 0 円
	1,200,001 円～ 3,299,999 円	年金額の合計 - 1,200,000 円
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	年金額の合計×0.75 - 375,000 円
65歳未満の方	700,000 円まで	所得金額は 0 円
	700,001 円～ 1,299,999 円	年金額の合計 - 700,000 円
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	年金額の合計額×0.75 - 375,000 円

(2) 給与の方 (端数処理後の金額)

年間総収入金額	所得の計算式
651,000 円未満	0 円とする
651,000 円以上 1,619,000 円未満	総収入金額 - 650,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	969,000 円とする
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	970,000 円とする
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	972,000 円とする
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	974,000 円とする
1,628,000 円以上 1,804,000 円未満	総収入金額×0.6
1,804,000 円以上 3,604,000 円未満	総収入金額×0.7 - 180,000 円
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満	総収入金額×0.8 - 540,000 円
6,600,000 円以上 10,000,000 円未満	総収入金額×0.9 - 2,000,000 円
10,000,000 円以上 20,000,000 円未満	総収入金額×0.95 - 1,700,000 円

C 所得金額から差し引くための控除金額を計算してください。計算にあたっては『収入計算の注意』の「2 各種控除について」を参照し、世帯の状態に合わせて該当するものを計算してください

符号	控除の種類	控除の内容及び金額
1	扶養親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族(収入の有無にかかわらず控除されます。) 380,000 × 人 =

※収入基準を超過する世帯であっても、次に掲げる控除金額を控除することによって収入基準にあてはまる場合があります。

2	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち年齢満 70 歳以上の老人控除対象配偶者がいるとき 100,000 円 × 人
	老人扶養控除	扶養親族のうち満 70 歳以上の老人扶養親族がいるとき 100,000 円 × 人
3	特定扶養控除	扶養親族のうち満 16 歳以上満 23 歳未満の人がいるとき 200,000 円 × 人
4	障害者控除	障害者がいるとき 270,000 円 × 人
5	特別障害者控除	特別障害者がいるとき 400,000 円 × 人
6	寡婦・寡夫控除	所得がある寡婦・寡夫 270,000 円 × 人 ただし、その所得が 27 万円未満のときはその所得額のみ控除

親族控除金額	+	該当する控除金額	=	控除額合計金額

D 世帯の月額所得の計算方法
 月額所得が 200,000 円～601,000 円以下の方が申し込めます。

世帯の所得合計		+	-	=	÷12	世帯の月額所得金額
本人の所得金額	家族の所得金額					
円	円					円